

## 農業雇用労働力対策就業環境整備事業（県単）

- 本県農業の維持・拡大を図るため、農業従事者の確保が喫緊の課題となっています。
- 高齢者、女性、障害者等を含めた多様な人材の確保や定着のためには、魅力ある職場環境づくりが必要です。
- 農業労働力の安定的な確保を図るため、被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備の支援を行います。

実施主体：農業法人又は農業者（いずれの場合も認定農業者であること）

補助対象：新たに雇用をすることを前提に就業環境を改善するための施設を整備する際に要する経費  
（休憩施設、更衣室、トイレ、シャワー施設）

補助率：1/3以内（法人でない個人経営体は1/4以内）

補助上限：500千円

採択要件：事業完了後3年以内に、新たに3人以上の人材を雇用する見込みがあること  
※事業完了年度の翌年度から3年間、利用状況及び雇用状況の報告が必要です。

事業手順：市町村に事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否を決定します。  
なお、県からの補助金は市町村を經由し交付するため、市町村における予算措置が必要です。

○問合せ先：千葉県農林水産部 担い手支援課 経営体育成班  
電話043-223-2905